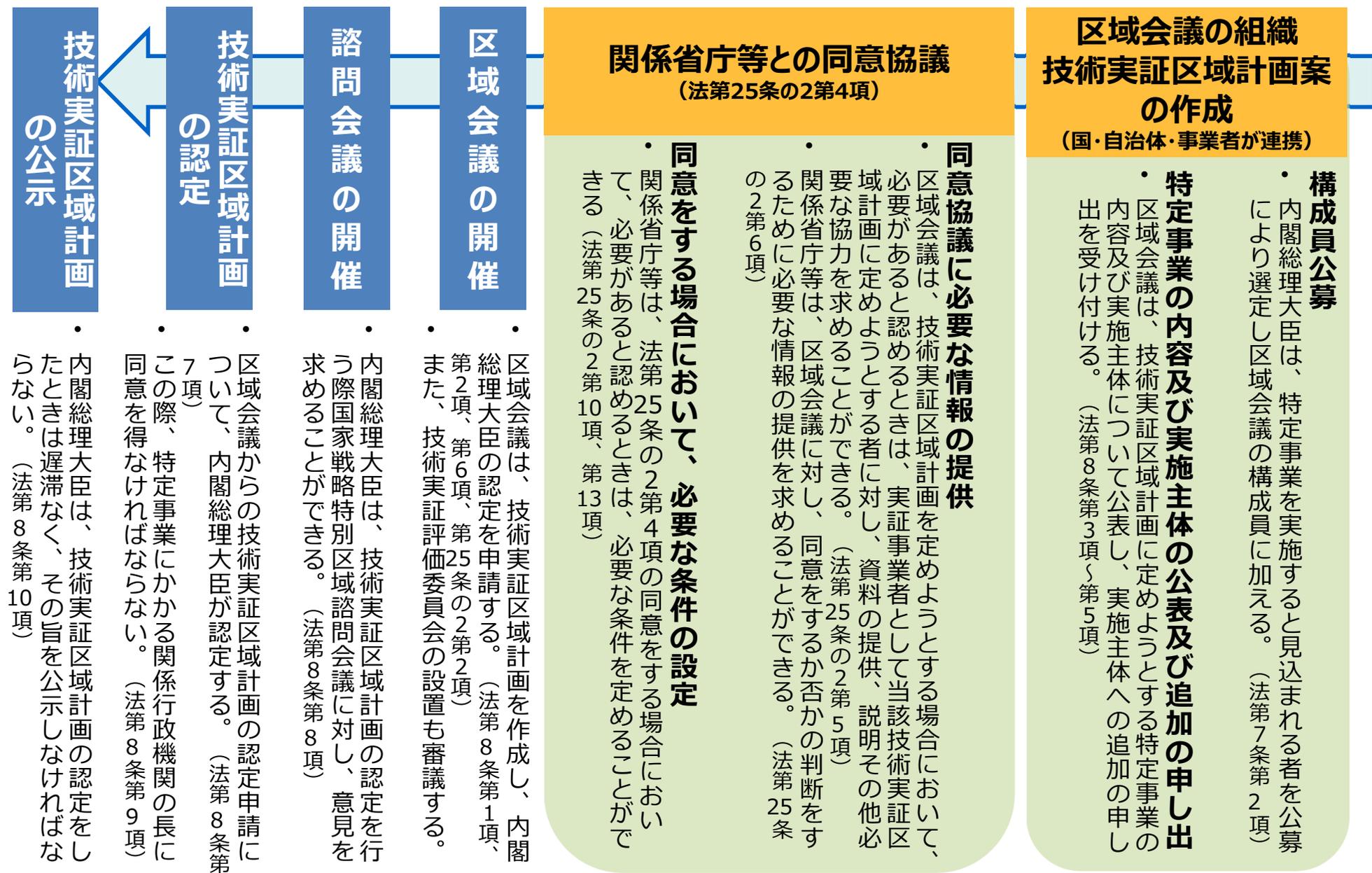


6 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の計画から実証実験までのプロセス

～実証の相談から技術実証区域計画の公示まで～



特区自治体から地創局へ実証に関する相談

- 実証内容は自動車の自動運転、無人航空機、これらに関する電波利用など近未来技術に関連するもの。(法第37条の7)

6 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の計画から実証実験までのプロセス

～技術実証区域計画の公示から実証実験まで～

技術実証区域計画の公示

関係者への通知

- ・ 内閣総理大臣は、技術実証区域計画の認定をしたとき等は、遅滞なく、その旨を関係省庁等に通知しなければならない。（法第25条の2第18項）

技術実証評価委員会の設置

- ・ 区域会議において審議した内容に基づき、技術実証評価委員会を設置する。（法第25条の2第19項）

自動運転

道路運送車両法の特例（法第25条の3）

- ・ 技術実証区域計画の認定により、道路運送車両の保安基準の規定の一部を適用しないものとする。
- ・ 実施事業者は国土交通大臣に新規登録の申請を行い、国土交通大臣は保安基準適合性検査の上、新規登録・車検証の交付を行う。（道路運送車両法第4条、第7条、第59条、第60条）
- ・ 国土交通大臣により、自動車登録番号標（ナンバープレート）を交付する。（道路運送車両法第11条、第19条）

道路交通法の特例（法第25条の4）

- ・ 技術実証区域計画の認定により、道路使用許可があったものとみなす。
- ・ 実施事業者に交付された書面のうち遠隔自動走行に係る部分を当該許可にかかる許可証とみなす。

無人航空機（ドローン）

航空法の特例（法第25条の5）

- ・ 技術実証区域計画の認定により、飛行空域の許可・飛行方法の承認があったものとみなす。

自動運転や無人航空機に関連する電波利用

電波法の特例（法第25条の6）

- ・ 区域会議は、技術実証区域計画の認定を受けたときは、速やかに関係者へ内容等を通知する。（法第25条の2第16項）
- ・ 総務大臣は、認定を受けた区域会議に定められた実証事業者に対し、速やかに実験等無線局の免許を与える。

特例措置の発効

区域会議は、実施事業者に技術実証区域計画の内容や条件について記載された内閣府令で定める書面を交付する（法第25条の2第1項）

実証実験の実施

- ・ 認定技術実証区域計画に基づいて実証実験を実施する。

技術実証評価委員会による評価

- ・ 技術実証評価委員会は、実証実験の実施状況について評価を行い、区域会議にその意見を述べるとする。（法第25条の2第20項）